



平成 29 年 4 月 21 日

各 位

インフラファンド発行者名
日本再生可能エネルギーインフラ投資法人
代表者名 執行役員 井野 好男
(コード番号 9283)

管理会社名
アールジェイ・インベストメント株式会社
代表者名 代表取締役 井野 好男
問合せ先 財務管理部長 松尾 真次
TEL: 03-5510-8886

第三者割当による新投資口発行における発行口数の確定に関するお知らせ

日本再生可能エネルギーインフラ投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、平成29年2月22日及び平成29年3月17日開催の本投資法人役員会において、公募による新投資口発行（一般募集）及び投資口売出し（オーバーアロットメントによる売出し）と同時に決議いたしました第三者割当による新投資口発行（以下「本第三者割当」といいます。）に関し、本日、割当先より発行予定投資口数の一部につき申込みを行う旨通知がありましたので、下記のとおり、お知らせいたします。なお、本第三者割当による新投資口発行を一部について行うことが本投資法人の平成29年7月期（平成28年8月2日～平成29年7月31日）、平成30年1月期（平成29年8月1日～平成30年1月31日）及び平成30年7月期（平成30年2月1日～平成30年7月31日）の運用状況に与える影響は軽微であり、平成29年3月29日付で公表の「平成29年7月期、平成30年1月期及び平成30年7月期の運用状況の予想に関するお知らせ」に記載の運用状況の予想に変更はありません。

記

第三者割当による新投資口発行

- (1) 発行新投資口数 949口
(発行予定投資口数 2,060口)
- (2) 払込金額 84,638,463円
(発行価額)の総額 (1口当たり金89,187円)
- (3) 申込期間 平成29年4月25日(火)
(申込期日)
- (4) 払込期日 平成29年4月26日(水)
- (5) 割当先 S M B C 日興証券株式会社

<ご参考>

1. 本第三者割当による新投資口発行は、平成29年2月22日及び平成29年3月17日開催の本投資法人役員会において、公募による新投資口発行（一般募集）及び投資口売出し（オーバーアロットメントによる売出し）と同時に決議したものです。
本第三者割当の内容等については、平成29年2月22日付で公表の「新投資口発行及び投資口売出しに関するお知らせ」及び平成29年3月17日付で公表の「新投資口発行及び投資口売出しに係る価格等の決定に関するお知らせ」をご参照ください。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の第三者割当による新投資口発行に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。
また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。



2. 本第三者割当による発行済投資口の総口数の推移
- | | |
|-----------------------------|---------|
| 現在の発行済投資口の総口数 | 40,640口 |
| 本第三者割当に係る新投資口発行による増加投資口数 | 949口 |
| 本第三者割当に係る新投資口発行後の発行済投資口の総口数 | 41,589口 |
3. 本第三者割当による調達資金の使途
- 本第三者割当による新投資口発行の手取金(84,638,463円)については、平成29年3月29日付で公表の「国内インフラ資産(太陽光発電所)の取得完了に関するお知らせ」に記載の本投資法人が取得資産の取得資金として借り入れた借入金の返済に充当します。

以上

- *本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会
- *本投資法人のホームページアドレス：<http://www.rjif.co.jp/>

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の第三者割当による新投資口発行に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は1933年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。